

陸軍刑法案外四件委員會會議錄(速記)第六回

會議

明治四十一年三月二十二日午後一時十七分開議

出席委員左ノ如シ

磯部 四郎君 栗塚 省吾君 森 肇君

關 信之介君 元田 肇君 松本 大吉君

宮古 啓三郎君 立川 雲平君 阿部 德三郎君

江原 節君 矢島 浦太郎君 岡井 藤之丞君

山根 正次君 板倉 中君 村松 龜一郎君

谷澤 龍藏君 大戸 復三郎君 小川 源一君

古賀 庸藏君 田寺 敬信君 石田 仁太郎君

花井 卓藏君 奥田 義八君 中西 六三郎君

神崎 東藏君 小川 平吉君

出席國務大臣左ノ如シ

海軍大臣 男爵齋藤 實君

出席政府委員左ノ如シ

陸軍次官 男爵石本 新六君

海軍次官 加藤友三郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

陸軍刑法案(政府提出、貴族院送付)

海軍刑法案(同上)

陸軍刑法施行法案(同上)

海軍刑法施行法案(同上)

印紙犯罪處罰法案(同上)

○委員長(磯部四郎君) 定數ニ滿チマシタカラ、是ヨリ開會シマス

○谷澤龍藏君 私ハ陸軍刑法、海軍刑法、陸軍刑法施行法案、海軍刑法施行法案ノ特別審査會ノ經過ヲ報告シマス、特別審査委員會ニ於キマシテハ、都合三回委員會ヲ開キマシテ、第一回ニ於テハ總體ノ質疑ヲ致シマシタ、當日ハ海陸兩大臣モ出席致サレマシテ、總體ノ質疑ヲ致シマシタコトデゴザイマス、第二回、第三回ニ於テ逐條

審議ヲ經テ、遂ニ貴族院ノ修正通り可決ヲ致シマシタ次第デアリマスルガ、審査シマシタ大要ハ本案ハ從來ノ刑法ニ比シマシテハ、多少ノ進歩ヲ致シテ居リマスル點モアリマス

ルシ、且新刑法ヲ施行セラレマシタ以上ハ、此陸海軍ノ刑法ヲモ施行シナケレバ丁度片輪ニナルト云フヤウナ事柄ニモナリマスルカラ、至極此法案ハ適當ナモノト思ヒマシタ、尙

委員中ニ當初ノ總體ノ質疑ノ節ニ花井君ヨリ本案ニ付テハ、上訴權ヲ許スヤ否ヤ、又辯護ヲ許スヤ否ヤト云フコトニ付テハ、質問ガアリマシテ、海陸大臣ハ其大體ニ於テハ

上訴權ヲ許スノ趣意デアアル、又辯護權ヲモ許スノ趣意デアアル、併シ其形式ニ至ッテハ今

調査中デアアルカラ説明スルコトガ出來ナイト云フヤウナ形デアッテ大体ニ付テハ上訴權

辯護權ヲモ將來改正スル際ニハ考慮シテ其案ヲ提出スルト云フヤウナ主義ヲ説明セ

ラレマシテゴザイマス、尙花井君カラ總體ニ就キマシテハ、本案ハ軍事犯罪ニ適用スル

モノカ、軍人犯罪ニ適用スルモノカト云フヤウナ尋モアリマシタガ、是ハ軍事犯罪ニ適用ス

ベキモノデアルト云フ説明デアリマシタ、尙又同氏ガ此海陸兩法案ヲ一ニシタナラバドウ

デアアルカト云フ質問モゴザイマシタケレドモ、是ハ從來一法ニナッテ居ッタコロノ踏襲ヲスル

コト、且便宜ノためニ即チ一法案ニシテ置クコトカラ提出シタト云フコトニ答辯ヲ致サレ

テ居リマシタ、ソレカラ一回三回ニ至リマシテカラ、同氏ハ此職權濫用、所謂脱營事件

ト云フコトニ付テハ、如何デアアルカト云フ問ガ出マシテ、政府委員ハ或ハ是ハ上官ノ處

置ガ不平ト云フコトモアルケレドモ、食糧ナドカラ多ク起ルモノデアルト云フヤウナ答辯ガ

アリマシタガ、深ク花井君カラシテ將來注意ヲ望ムト云フコトヲ述ベラレマシタコトデアリ

マス、ソレカラモウ一ツハ此海軍ニ付キマシテハ、海賊ニ對スル點デアリマスルガ、海賊ノ船

ヲ引取ルトカ、進退スルトコロノ權力ハアルケレドモ、海賊ヲ處分スル方法ガナイト云

フコトニ付テ質問ヲセラレマシタガ、當局者ハドウモ軍政上之ヲ刑法中ニ入レルト云フコ

トハ、主義ニ於テ不都合デアルト云フコトヲ答ヘラレマシタガ、併シ尙段々結局或ハ別

途ノ規定ヲ以テ提出スルヤウナコトニナルデアラウト云フヤウナ答ヲ致サレマシテ、此海賊

ノコトニ付テモ、深ク花井君ハ普通刑法ニ入レルカ、海軍刑法ニ入レルカト云フコトニ

付テハ餘程懸點ノアルモノデアアル、將來何レニ入ル、トシテモ餘程考慮セラレタイト云

フコトノ希望ヲ述ベラレマシタコトデアリマス、其他本案ニ付キマシテハ、種々或ハ此文

字上ニ付テ穩ナラヌト云ヒ、或ハ改正ヲ必要トスル點モ多數アリマシタ、デアリマスルガ、

此會期切迫ノ際ニツレテ以テ兩院議論スル程ノ價值トハナラナイ程ノ事柄デアアルシ、至

急ヲ要スルコトデアアルカラ、本案ノ通りニ可決スルト云フコトニナリマシタ、尙宮古君ヨ

リモ阿部君ノ如キモ新刑法トシテ施行セラレタラ——日露戰爭後經驗上改正シタ點

モアルカト云フコトヲモ尋ネラレマシタガ、五十八條ノ如キ即チ身體ニ毀傷ヲ起ストカ云

フコトハ、非常ニ日清日露ノ戰爭後經驗ヲ經テ、初メテ此處ニ記載シタト云フヤウナ

事柄モ改良ノ一點デアルト云フコトヲ述ベラレマシタ、其他貴族院ニ「堤防港灣」ト云

フ字ヲ除イデアリマスルガ「其他」ト云フ文字ヲ入レタノハ尙廣クスル點カラ入レタモノ

デアルト云フコトノ宮古君ニ對スル答辯モアリマシタ、尙此他ノ者カラモ或ハ海軍ニ於

テハ義務ヲ盡サシテ降參シタトキニハ、死刑ニ處ストアレバ、或ハ義務ヲ盡セバ降參ヲ許

スト云フヤウナ方法ハナイカト云フヤウナ質問モ起リマシタケレドモ、此義務ト云フコト

ニ付テハ、相當ノ注意ヲシテ十分ナ調査ヲスルト云フコトデアアルカラ、決シテ唯漫リニ義

務ヲ屬セバ降參ラシテモ宜イト云フヤウナ輕々ノモノデハナカラウト云フ、之ニ付テハ十二

分ノ審理ヲ盡スベキモノデアルト云フヤウナ答辯ヲ得マシタ、尙此海陸刑法ヲ施行シマス

ルニ付テハ將來ト云フモノハ、別段從前ノ手續ニ於テ變ルコトハナイ、施行法ニ定メテ外

ハ總テ從前ノ通りニ海陸軍ノ刑事訴訟法ニ依ッテ施行スルモノデアアルカラ、別段之ヲ施

ス

行シテモ少シモ實際上差支ナイト云フコトヲ確メマシテハ、本案ハ委員會ニ於テハ尙其他十分ナルトコロノ質問モ致サレマシタガ、多少進歩シテ居ルトコロノ法案デアルト云フコトデ、ソレデ多少ノマダ遺憾ハナキニシモナイデアリマスルケレドモ、兩院協議會ヲ開ク程ノ必要ハナイト存シマシタカラ、總テ貴族院ノ修正通り可決ヲ致シマシタコトデアリマス、全部ヲ議題トセラレマシテ、ドウカ成ルベク此際、デゴザイマスカラ御可決アランコトヲ望ミマス

○委員長(磯部四郎君) 唯今特別委員會ノ委員長ヨリ報告ガゴザイマシタガ、諸君……

○花井卓藏君 唯今特別委員長ヨリ報告ニナリマシタ如ク、上訴權、辯護權ノコトハ政府ニ於テ是認スルト云フコトヲ言明セラレマシタデアリマスルカラシテ、運用ノ上ニ於キマシテハ聊モ不都合ハ生ジナイデアラウト云フ趣意ニ於テ本法ヲ迎ヘタト云フコトヲヤハリ此委員會總會ニ於テモ一言致シテ置ク必要ガアラウト思ヒマス、今一度本會ニ於テ一言シヤウト存シマス、ソレカラ職權濫用ノ罪ノ規定ハ獨逸刑法百十四條乃至百二十六條全体ガ勿論入用デアアルマイト思ヒマスガ、私昨夜歸テ研究ヲ致シテ見マシタ結果ト致シマシテ、ドウシテモ此職務ニ關係ナキ私事ニ付テ、部下ニ對シテ職權ヲ濫用ヲシテ、或物ヲ要求スル、若クハ金錢ヲ増與セシメルト云フヤウナ性質ノモノト、ソレカラ部下ニ對シテ脅迫手段若クハ不法手段ヲ以テ請願ノ提出進達ヲ遮ルモノニ對スルトコト、ソレカラ部下ヲ侮辱シ不法ニ待遇スルモノ、是等ニ付テハ懲罰規程デハ筋ニ立ツマイト思フ、ヤハリ刑法ノ範圍ニ組込シテ、刑事罰ヲ科スルガ當然ト思フ、然レドモ是ハ他日ヲ期シテ修正ノ出來ルコトデ、今日差急イタコトデアリマセスカラ、何レノ時カ政府ノ迎ヘラルルコトヲ望シテ置ク趣意ニ於テ、本案ニ贊成シテ置クデアリマス、陸軍懲戒令、海軍懲戒令并ニ分限令、而シテ大ナルモノニ至ッテハ、大權ノ働キト云フノテ處分ガ付クガ如クニ見ルベキモノデゴザイマセヌ、ヤハリ刑事罰ニシナイト筋ガ一貫シナイコトデアリマスカラ、軍刑法ノ體裁主義ヲ全フスル上ニ於テ、ヤハリ職權濫用ノ罪ハアツテ然ルベキモノト思ヒマスカラ、其意見ヲ述ベテ置キマス、ソレカラ軍艦外務令ノコトニ付テ特別委員會ニ於テ述ベタトコロニ言葉ノ足ラヌ點ガアリマシタカラ、之ニ付テ一言申添ヘテ置キマスガ、之ハ性質上普通刑法ニ入ルベキモノデナイ、又軍刑法ニ入ルベキモノデナイト信ズル、軍刑法ニ入ル、モノトナレバ、軍人的軍事犯主義ノ、一ノ例外ノ意味ヲ法文ノ上ニ諸ハナケレバナラヌト思フノデ、海賊ノ處罰規定ハ、軍刑法ニ入ルベキモノデナイト信ジテ居ッタデアルガ、今日差急クモノデモナイカラ、ソレハ出サナカッタガ、他日海賊處罰ニ關スル法則ヲ立ツルコトガアッタナラバ、普通刑法ニ編入セズ、軍刑法ニ編入セズ、況ヤ軍艦外務令ノ如キモノヲ以テ編織シタル海賊處罰ノ規定ヲ設ケズ、獨立シテ立法ヲ望ムデアリマス、而シテ性質ノ上ニ疑アリ、運用ノ上ニ躊リアル軍艦外務令ノ如キハ、一日モ早ク改正セラレンコトヲ希望スルデアリマス、其意見希望ノ下ニ委員長ノ報告ヲ贊成シテ置キマス

○谷澤龍藏君 報告漏ガアリマスカラ補ウテ置キマス、花井君ノ御質問ニモウツアリマシテ、ソレハ本刑法ニ於テハ刑ノ執行猶豫ヲスルモノデアルカ、疑ガアルト云フコトデ、ソレニ對シ刑法ノ總則ヲ適用スルモノデアルカラ、新刑法實施ノ上ハ刑ノ執行猶豫ヲスル

モノデアルト云フ確答ガアッタデアリマス、是ハ進歩シタ點デアリマスカラ、補ッテ置キマス
○委員長(磯部四郎君) 諸君ニ御諮リヲ致シマスガ、花井君ヨリ陸軍刑法海軍刑法並ニ兩施行法、此四ツニ付テ意見ガアリマシタガ、諸君ニ御諮リシマスハ、此特別委員會ニ於テハ委員長ノ報告ノ通り十分ノ審査ヲ遂ゲタモノデアリマスカラ、全体ヲ委員會ノ議事ニ附スルトシテ、議論ガナケレバ是デ特別委員長ノ報告通り可決スルトニシテ御異議アリマセヌカ
(一)異議ナシト呼フ者アリ)

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ可決致シマシタ
○谷澤龍藏君 序ニ報告シマスガ、印紙處罰法ハ委員ヲ緊急召集ヲシマシテ否決スベキモノト決定致シマシタ

○委員長(磯部四郎君) チョット諸君ニ御諮リヲ致シマスガ、モウツ印紙處罰法ガ殘ッテ居ルデアリマスガ、今日緊急御協議ノ上今報告ニナッタ如ク否決ニナッテ、一人ノ少數意見ガアッタト云フコトデス

○花井卓藏君 直チニ否決ノ御採擇ヲ願ヒス
○阿部德三郎君 印紙處罰法案ハ委員長カラ今報告ガアリマシタガ、然ルニ考ヘテ見ルト、政府ノ提出案デアアルカラ政府ニ通牒シナイデ、委員會ヲ開イテ否決スルノハ、先依上如何ニナリマセウカ

○花井卓藏君 特ニ政府へ通牒スベキ義務ハナイ、各議員ニ通牒スレバ宜シイ、政府ニ通牒スルト云フコトハ、議院法ニモ衆議院規則ニモ規定ハアリマセヌ、來ナイノハ先例ガ惡ルイデアアル

○阿部德三郎君 公報ニモ出サナイノデ、委員會ノアルコトヲ知ラナイノデスカラ……
○委員長(磯部四郎君) 採決致シマス、テ今阿部君カラ公報ニモ載セテナイノデ、政府委員ガ出テ居ラナイノニ否決スルハ不親切ト云フノデ、一ノ異議ガアリマスカラ阿部君ノ說ニ贊成ノ人ハ手ヲ舉ゲテ下サイ

○委員長(磯部四郎君) 少數デス、ソレデハ本案ニ就テ採決シマス、否決ノコトニ御贊成ノ方ハ手ヲ舉ゲテ下サイ
總舉手

○委員長(磯部四郎君) 滿場一致デアリマス
○花井卓藏君 甚ダ諄イヤウデアリマスガ、特別委員會ニ列セザル諸君モ御出デノコトデアルカラ、此上訴權、辯護權ヲ認メルト云フコトヲ海軍大臣ト陸軍大臣ガ御見エニナラヌカラ、石本次官ヨリ言明ヲ願ッテ置キタイ

○海軍大臣(男爵齋藤實君) 此間特別委員會デ陸軍大臣並ニ私カラ確カニ申上ゲテ居ルコトハ速記録ニモ載ッテ居リマスカラ、御安心下サイ

○委員長(磯部四郎君) ソレデハ散會致シマス
午後一時四十分散會